



法学セミナー 刑事訴訟法

トピックス	TOP	MPD
S・A	18~21	18~21
論文	7	5

告訴

犯罪により害を被った者は、告訴をすることができる(刑訴法230条)。

告訴の意義

告訴とは、犯罪の被害者やその他の告訴権を有する者が、捜査機関(検察官又は司法警察員)に対し、犯罪事実を申告して犯人の処罰を求める意思表示をいう。

告訴の要件

① 犯罪事実の申告

申告する事実は、いかなる犯罪事実かを特定できる程度のものである必要がある。

② 犯人の処罰を求める意思の存在

告訴というためには、処罰を求める積極的な意思が明示されたものでなければならない。

告訴権者

告訴権者とは、告訴することができる者をいう。

刑訴法が定める告訴権者		条文(刑訴法)
①	犯罪の被害者	230条
②	被害者の法定代理人	231条1項
③	被害者が死亡したときの、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹	231条2項
④	被害者の法定代理人が被疑者であるとき、被疑者の配偶者であるとき、又は被疑者の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族であるときの、被害者の親族	232条
⑤	死者の名誉を毀損した罪についての、死者の親族又は子孫	233条
⑥	親告罪について告訴できる者がないときは、検察官の指定した者	234条

②④の各告訴権者は、独立して告訴することができ、
③⑤の各告訴権者は、被害者の明示した意思に反することはできません。



告訴の手続

① 告訴の手続

- (1) 告訴は、書面又は口頭でしなければならない(刑訴法241条1項)。
- (2) 告訴が書面でなされる場合、通常「告訴状」と題する書面の提出を受ける。
- (3) 口頭で告訴がなされた場合、告訴を受けた検察官又は司法警察員は、告訴調書を作成しなければならない(刑訴法241条2項)。
- (4) 電話による告訴は認められない(東京高判昭35.2.11)。
- (5) 外国語による告訴状も有効である。

② 告訴の受理

- (1) 告訴を受理する権限は、検察官と司法警察員にある(刑訴法241条1項)。
- (2) 司法巡査である警察官に告訴を申し出た者があったときは、直ちにこれを司法警察員に移さなければならない(犯搜規63条2項)。
- (3) 告訴を受理した場合、速やかに捜査を遂げ、これに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない(刑訴法242条)。

告訴の不受理

告訴は、その要件を満たしている限り、基本的には、不受理扱いはできないと解されている。なお、告訴状に不備がある場合は補正を求めたり、犯罪の不成立が明らかなものについては告訴することの実質的な意味がないことを理由に再考(撤回)を求めたりすることは可能である。

刑訴法には、不受理扱いとできる要件を定めた規定はないね。



③ 非親告罪の告訴の取消し

- (1) 告訴を取り消す権限を有するのは、その告訴をした者に限られる。
- (2) 非親告罪についてなされた告訴は、公訴の提起前後を問わず、いつでも告訴を取り消すことができ、取消し後に再度の告訴をすることができる(東京高判昭27.6.30)。

非親告罪に限って、公訴の提起前後を問わずに告訴を取り消したりできるのは、告訴が捜査の端緒にすぎず、捜査機関は、告訴の有無にかかわりなく捜査し、公訴を提起できるからなのよ。





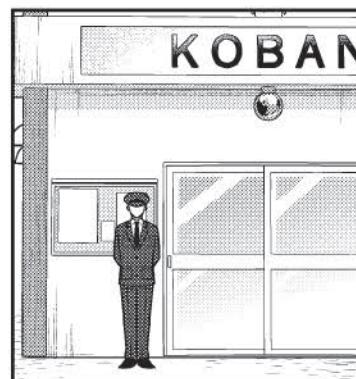
マンガでTRY 法学論文 行政法

TOPの論文❸、TOP・MPDの論文❹とリンク！



国家賠償責任

A巡査は、交番で立番中、暴力団員風の男が通り掛かったので、職務質問をしようとしたところ、男は「俺は、おまわりに用はない」と言いながらその場を通り過ぎてしまった。A巡査は、かっとなり、左肩に手を掛けて強引に引き止めようとしたところ、男は転倒して左腕を骨折した。



男に対する賠償責任について述べなさい。



解答・解説は次ページで ➡